

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 68 号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する
規則

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を次のように改正
する。

第1条中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、「ものとする」を削る。

第2条中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(身体障害者リハビリテーションセンター)